

別添2

## 岩手県薬局機能情報の入力方法

(薬局編)

岩手県保健福祉部健康国保課

## 第1 管理、運営、サービス等に関する事項

### 1 基本情報

- (1) 薬局の名称
- (2) 薬局開設者
- (3) 薬局の管理者
- (4) 薬局の所在地
- (5) 電話番号及びファクシミリ番号

「いわて医療・薬局情報システム」から入力することはできません。  
「岩手県薬局機能情報提供制度実施要領」に基づき、薬局を所管する保健所長に様式により届け出てください。

### (6) 営業日

通常の営業日の曜日を○で囲むこと。年末年始等の特別な時期における休業日等、毎年必ず特別に休業する日があれば記入すること（年末年始等については、確実なものを記載すること）。

### (7) 薬剤師不在時間の有無

該当する番号を○で囲むこと。

なお、規則第1条に定める薬局開設の許可の申請書又は法第10条2項に定める変更の届出において、薬剤師不在時間「有」とした場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

### (8) 開店時間

通常の開店時間を24時間表記で記載すること。ただし、開店時間外の対応が可能な場合、あるいは夜間・休日営業の地域輪番・当番制に参加している場合等は、その旨がわかるよう特記事項に記載すること。

### (9) 開店時間外で相談できる時間

開店時間外に電話等による相談対応等ができる場合はその時間を記載すること。

### 2 連絡担当者

記入日、連絡担当者の氏名（フリガナ）、役職、所属、連絡先電話番号（内線）電子メールアドレスについて記入すること。

### 3 薬局へのアクセス

#### (1) 薬局までの主な利用交通手段

公共交通機関を利用した場合とし、最寄りの駅・停留所の名称、及び当該駅や停留所からの徒歩による所要時間を2つまで記載すること。また、他の民間事業者や医療機関の建物を目印にしないこと。

(2) 薬局の駐車場

① 駐車場の有無

該当する番号を○で囲むこと。

なお、薬局において所有する駐車場、又は契約等により薬局に訪れた患者等が自由に使用できる駐車場を薬局において保有する場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

② 駐車台数

①の駐車場について、駐車可能な普通乗用車の台数を記載すること。

③ 有料又は無料の別

①の駐車場について、有料又は無料の別について、該当する番号を○で囲むこと。

(3) ホームページアドレス

薬局においてホームページを開設している場合は、ホームページアドレス（以下「URL」という。）を記載すること。また、当該ホームページに有料情報等がある場合には、ホームページの注意事項の「1 ホームページに有料情報等有り」の「1」を○で囲むこと。また、その他ホームページの閲覧にあたり注意する事項がある場合には、「2 その他（ ）」の「2」を○で囲みその内容を（ ）内に記載すること。

ただし、薬局の従業者個人のホームページなど、薬局機能に関する情報以外の内容を主として提供する URL は含まないこと。なお、同一のホームページに複数の薬局の情報が含まれる場合は、各薬局の情報が適切に閲覧できるものであること。

(4) 電子メールアドレス

患者や住民が連絡、相談等を行うことのできる専用の電子メールアドレスを薬局において有しており、当該電子メールアドレスによる対応を行う場合は、その電子メールアドレスとすること。ただし、薬局の従業者個人の電子メールアドレス、薬局において業務以外に使用する等の電子メールアドレスは含まれないこと。

4 薬局サービス等

(1) 健康サポート薬局である旨の表示

健康サポート薬局である旨を掲載すること。該当しない場合は「2 無」の「2」を○で囲むこと。

(2) 相談に対する対応の可否

① 実施している相談の内容

誤飲・誤食による中毒相談、禁煙相談等、相談可能な事項について、該当する事項の番号を○で囲むこと。また、その他相談可能な事項については、「19 その他（ ）」の「19」を○で囲み（ ）内に記載すること。

相談内容の具体的な内容は次のとおり。

番号	相談内容	具体的な内容
1	要指導医薬品及び一般用医薬品の相談と取扱い	要指導医薬品及び一般用医薬品の効能効果、副作用、相互作用等に関する相談
2	漢方相談	漢方薬の効能効果、副作用、相互作用等に関する相談
3	公衆衛生相談（ぎょう虫・シラミ駆除・疥癬等）	ぎょう虫・シラミ駆除、疥癬の対応等の相談
4	誤飲・誤食による中毒相談	たばこを誤って飲み込んでしまった場合や、食べる ことのできない野草等を食べてしまった場合等の中毒相談
5	まちかど相談薬局、介護に関する相談	介護保険について、介護保険の利用方法、介護サービスを受けようとするときのその内容、様々な介護サービスに関する苦情等の相談
6	介護用品の相談と取扱い	介護全般に関する相談、清拭用品、おむつ・トイレ用品、歩行補助具等の取扱い
7	介護用紙おむつ支給券・購入補助券受付	介護用の紙おむつの支給券・購入補助券の受付
8	介護用食品の相談と取扱い	介護用の刻み食品、やわらか加工食品、飲料等
9	ストマ装具の取扱い	ストマ装具の取扱い及び使用時のかぶれや臭い漏れ等の相談
10	介護保険関連事業所等の紹介	介護老人福祉施設等の介護保険施設や介護保険サービス提供事業所の紹介
11	ベビーフード・粉ミルクの相談と取扱い	ベビーフード、粉ミルクの取扱いやベビーフード、粉ミルクの種類や月齢等に応じた選択方法等の相談
12	ベビー用衛生用品（紙おむつなど）の相談と取扱い	紙おむつ、綿棒、清浄綿、おしりふき等衛生用品の取扱い及びそれに関する相談
13	特定保健用食品の相談と取扱い	特定保健用食品の選択方法、利用方法等の相談
14	禁煙の相談	禁煙治療に関する医療機関の相談
15	各種検査薬の相談と取扱い	尿糖検査薬、尿タンパク検査薬の取扱い及び使用方法等に関する相談
16	自己血糖測定器の相談と取扱い	自己血糖測定器の取扱い及び使用方法等に関する相談

1 7	体脂肪測定器の相談と取扱い	体脂肪測定器の取扱い及び使用方法等に関する相談
1 8	血圧測定器の相談と取扱い	血圧測定器の取扱い及び使用方法等に関する相談

② 相談室

相談室の有無について、該当する番号を○で囲むこと。

③ 相談コーナー

相談コーナーの有無について、該当する番号を○で囲むこと。

④ 時間外の相談の可否

該当する番号を○で囲むこと。また、「可」の場合、対応が可能な時間帯、連絡先（電話番号等）の情報を併せて記載すること。

(3) 対応することができる外国語の種類

英語又は中国語の対応が「可」の場合は、言語欄に○をし、対応のレベルに応じ、該当する番号を○で囲むこと。通常の営業日及び営業時間により、対応できない曜日、時間帯等がある場合は、備考欄の該当する番号を○で囲むこと。英語又は中国語以外の外国語に対応可能な場合は、言語欄にその種類を記載し、同様に該当する番号を○で囲むこと。

(4) 障がい者に対する配慮

① 聴覚障がい者に対する配慮

対応可能な種類に応じ、該当する番号を○で囲むこと。対応可能な通常の営業日及び営業時間により、対応できない曜日、時間帯等がある場合は、「曜日、時間帯等により対応できない場合がある」とし、通常は手話通訳等での対応を行っていないが、事前に連絡があれば対応可能な場合は、「事前に連絡が必要」とし、該当する番号を○で囲むこと。

② 視覚障がい者に対する配慮対応可能な種類に応じ、該当する番号を○で囲むこと。

(5) 車椅子の利用者に対する配慮

① 車椅子での来局の可否

バリアフリー構造であること等、車椅子での来局が可能な場合は「可」とし、それ以外は「否」とし、該当する番号を○で囲むこと。

② 設備の有無

①で可の場合、設備されているものの番号を○で囲むこと。

③ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)に基づく基礎的基準の適合の有無

「ひとにやさしいまちづくり条例施行細則」(平成7年岩手県規則第97号)に定める、公共的設備整備基準に適合する場合は「有」とし、それ以外は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。

(6) 受動喫煙を防止するための措置

「全面禁煙」、「喫煙所設置」、「未実施」のいずれかの番号を○で囲むこと。

なお、それぞれの意味は次のとおりとする。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>• 全面禁煙<br/>薬局建物内の患者が利用する全ての場所を禁煙としている場合</li><li>• 喫煙所設置 (分煙)<br/>喫煙場所を部屋として区画する、吸煙装置を設置する等により、非喫煙者に対し、受動喫煙を防止するための措置がされている場合 (単に喫煙場所を区画として設けるのみで、受動喫煙を防ぐことができない場合は、この項目には該当しない。)</li><li>• 未実施<br/>全面禁煙、喫煙所設置 (分煙) のいずれにも該当しない場合</li></ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 5 費用負担

### (1) 医療保険及び公費負担等の取扱い

#### ① 保険薬局

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく保険薬局としての指定を受けている場合は「有」とし、指定を受けていない場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。

#### ② 公費負担の取扱い

厚生労働大臣、都道府県知事等により公的な保険の指定を受けている薬局である場合は、該当する番号を○で囲むこと。根拠法令の例は次のとおり。

- ・ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- ・ 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）
- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）
- ・ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）
- ・ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）
- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）
- ・ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）

### (2) クレジットカードによる料金の支払の可否

薬局への費用の支払いについては、クレジットカードの使用が可能な場合は「可」を○で囲むこと。

また、利用可能なクレジットカードの種類を枠内に記載すること。

## 第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項

### 1 業務内容、提供サービス

- (1) 認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）の種類及び人数

薬事に関する実務（調剤等業務、薬物治療、医薬品開発）について、中立的かつ公共性のある団体（公益社団法人薬剤師認定制度認証機構等）又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師について、認定の種類ごとに認定名称、認定団体名（公益社団法人薬剤師認定制度認証機構による認定の場合は「(CPC)」を付記）及び薬剤師の人数（常勤・非常勤にかかわらず実数）を記載すること。

ただし、保護司、薬物乱用防止指導員等公的な機関から任命されるものは除くこと。

- (2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数

健康サポート薬局の届出の有無にかかわらず当該研修を修了した薬剤師の人数（常勤・非常勤にかかわらず実数）を記載すること。

ただし、研修終了証の期限が切れている場合は人数に含めないこと。

- (3) 薬局の業務内容

- ① 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否

中心静脈栄養輸液、抗悪性腫瘍注射剤等の混合調製に関し、無菌製剤処理を行うための施設基準に適合している旨を地方社会保険事務局に届け出ている場合は「可」、それ以外の場合は「否」とし、該当する番号を○で囲むこと。

なお、処方せん受付薬局が無菌調剤室提供薬局の無菌調剤室の共同利用を行うことにより無菌製剤処理を要する医薬品を調剤することができる場合においては、処方せん受付薬局において「可」として差し支えないこと。

- ② 一包化薬に係る調剤の実施の可否

一包化調剤が可能な場合は「可」、それ以外の場合は、原則「否」とし、該当する番号を○で囲むこと。なお、薬局の任意で薬包紙により個別に実施する場合には「可」とし記載して差し支えないこと。

- ③ 麻薬に係る調剤の実施の可否

麻薬小売業者免許を有し、麻薬調剤が可能な場合に「可」、それ以外の場合は「否」とし、該当する番号を○で囲むこと。

- ④ 浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否

生薬（漢方を含む。）の浸煎薬・湯薬を調剤することができる場合に「可」、それ以外の場合は「否」とし、該当する番号を○で囲むこと。

⑤ 薬局製剤実施の可否

薬局製造販売医薬品（薬局製剤）の製造販売業許可を取得し、かつ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第3条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分の一部を改正する件について」（平成27年3月31日付け薬食発0331第1号厚生労働省医薬食品局長通知）別紙1の品目のいずれかに関し製造販売承認を受けている場合に「可」とし、それ以外の場合（別紙2の品目についてのみ製造販売の届出を行っている場合を含む）は「否」とすること。

⑥ 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否

医療を受ける者の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより調剤業務を行う場合で、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方社会保険事務局に届出を行っている場合に「可」、それ以外の場合は「否」とし、該当する番号を○で囲むこと。

⑦ 薬剤服用歴管理の実施の有無

薬剤服用歴（以下「薬歴」という。）を管理している場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。なお、薬歴の管理について電子化を実施している場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。

⑧ 電磁的記録による薬剤服用履歴管理の実施の有無

薬歴の管理について電子化を実施している場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。

⑨ 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否

調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、相互作用その他服用に際して注意すべき事項を記載する手帳（いわゆる「お薬手帳」）の交付及び当該手帳への記載を行っている場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること

⑩ 薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否

「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」（平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）の「第2 提供薬局等が留意すべき事項」を遵守する体制が構築されているとともに、「第3 運営事業者等が留意すべき事項」を遵守する電子版お薬手帳を提供している場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

#### (4) 地域医療連携体制

##### ① プレアボイド事例の把握・収集に関する取組みの有無

薬局においてプレアボイドの報告を医療機関等の関係者と連携して共有する取組みに参加し、事例の提供を行っている場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。

また、薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集に「参加薬局」として登録を行い、かつ前年1年間に疑義照会がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例を報告した場合も「有」とし、該当する番号を○で囲むこと。

○平成29年10月6日付薬生総発1006第1号

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知より抜粋

プレアボイドとは、Prevent and avoid the adverse drug reaction（薬による有害事象を防止・回避する）という言葉に基づいた造語であり、医療機関では一般社団法人日本病院薬剤師会においても薬剤師が薬物療法に直接関与し、薬学的患者ケアを実践して患者の不利益（副作用、相互作用、治療効果不十分など）を回避あるいは軽減した事例をプレアボイドと称して報告を収集し、共有する取組が行われているが、近年では、医療機関だけではなく、薬局における副作用等の健康被害の回避症例等も収集し、当該情報を医療機関等の関係者と連携して共有する取組も行われている。

##### ② プロトコルに基づいた薬物治療管理（PBPM）の取組みの有無

医療機関の医師や薬局の薬剤師等が地域でPBPMを導入することにより、薬物療法の適正化や患者の利便性の向上を達成する取組みを実施している場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。

##### ③ その他の医療連携の取組み

上記①及び②の他に地域の医療機関等が連携した取組を実施している場合に記載すること。

##### ④ 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無

薬局が所在する地域に地域医療情報ネットワークがある場合に、そのネットワークに参加し、患者情報の共有等による薬学的管理の向上に取り組んでいる場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。

##### ⑤ 退院時の情報を共有する体制の有無

医療機関の医師又は薬剤部や地域医療（連携）室等との連携により、退院時カンファレンスの参加や退院時の情報を共有する体制がある場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし該当する番号を○で囲むこと。

##### ⑥ 受診勧奨に係る情報提供等を医療機関に提供する体制の有無

薬局の利用者からの健康に関する相談に適切に対応し、医療機関への受診勧奨を

行う際に、利用者の同意を得たうえで、その利用者の情報等を文書により医療機関（医師）に提供する体制がある場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。

⑦ 地域住民への啓発活動への参加の有無

啓発活動への有無については、地方公共団体や地区薬剤師会等が地域住民に対して開催している薬の特性や適正使用の必要性等に関する講習会、学校教育等の啓発活動へ参加等を行っている場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。

## 2 実績、結果等に関する事項

### (1) 薬局の薬剤師数

薬事に関する実務に従事する薬剤師の数を記載する。記載にあたっては、「薬局等の許可等に関する疑義について（回答）」（平成 11 年 2 月 16 日付け医薬企第 16 号厚生省医薬安全局企画課長通知）」記 1 「薬剤師の員数の解釈について」によること。

なお、この場合、端数は切り捨てること。

○平成 11 年 2 月 16 日付医薬企第 16 号厚生省医薬安全局企画課長通知の要旨

・常勤薬剤師をもって員数 1 とする。

（ただし、他の店舗と兼務する場合は、非常勤薬剤師と同様の換算を行うこととする。）

・常勤薬剤師とは、薬局で定める勤務時間の全てを勤務する者をいう。

・非常勤薬剤師は、その勤務時間を 1 週間の薬局で定める勤務時間により除した（割り算した）数とする。ただし、1 週間の薬局で定める勤務時間が 32 時間未満と定められている場合は、換算する分母は 32 時間とする。

<例 1>

1 週間の薬局で定める薬剤師の勤務時間 40 時間の薬局について、薬剤師 A は週 40 時間勤務、薬剤師 B、C、D は週 20 時間勤務の場合

→A が常勤で 1。B、C、D の員数はそれぞれ  $20/40=0.5$  となり、

合計  $=1+0.5+0.5+0.5=2.5$  となる。

端数は切り捨てて報告するため、「D 薬剤師数」に記載する数字は「2」となる。

<例 2>

1 週間の薬局で定める薬剤師の勤務時間 30 時間の薬局について、薬剤師 A は週 40 時間勤務、薬剤師 B は週 30 時間、薬剤師 C は週 15 時間、薬剤師 D は週 20 時間、薬剤師 E は週 22 時間勤務の場合

→A が常勤で 1。非常勤 B～E の員数の合計は

$30/32+15/32+20/32+22/32=2.71\cdots$  となる。

したがって合計は 3.7 となる。端数は切り捨てて報告するため、「D 薬剤師数」に記載する数字は「3」となる。

### (2) 医療安全対策の実施

#### ① 副作用等に係る報告の実施件数

前年中に、法第 68 条の 10 第 2 項に基づく副作用等の報告を実施した延べ件数を記載すること。

- ② 医療安全対策に係る事業への参加の有無
- 薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集に参加している場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。
- なお、当該事業への参加に際しては、「参加薬局」として登録を行うのみならず、「薬局ヒヤリ・ハット事例」の報告に努めること。特に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例については、積極的に共有すること。
- (3) 情報開示の体制
- 調剤録、薬歴、レセプト等の情報について患者本人からの求めに基づいて情報開示する場合は「可」、それ以外の場合は「否」とし、該当する番号を○で囲むこと。
- (4) 症例を検討するための会議等の開催の有無
- 薬歴、服薬指導等の実践に基づく服薬遵守（コンプライアンス）の状況等の確認、指導内容の改善、相談対応等の改善を目的とした検討を定期的実施している場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。
- なお、「定期的」の頻度は、少なくとも1か月に1回程度とすること。
- (5) 処方せんを応需した者の数（患者数）
- 前年中（年の途中で開局した場合は、開局時から12月31日まで。）に処方せんを応需した延べ患者数を記載すること。
- (6) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数
- 在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定にかかわらず、前年中に、医療を受ける者の居宅において調剤業務を実施した延べ件数を実数で記載すること。
- (7) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議、その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数
- 前年中に、研修修了薬剤師が会議に参加した回数を実数で記載すること。なお、複数の研修修了薬剤師が同一会議に参加した場合は、1回として計上すること。
- (8) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数
- 前年中に、患者、その家族若しくは医療機関の求めがあった場合又は薬剤師がその必要性を認めた場合に、服薬情報等提供料の算定の有無にかかわらず、患者の同意の上で、情報提供書等の文書により医療機関（医師）に提供した回数を実数で記載すること。

(9) 患者満足度の調査

① 患者満足度の調査の実施の有無

前年中に薬局に来訪した患者又はその家族に対し、当該薬局の提供するサービス等に関してアンケート等の調査を行った場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。

② 患者満足度の調査結果の提供の有無

①の調査結果について、薬局において閲覧出来るようにする等、公表を行っている場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。